

「社会保障・税番号大綱」に関する意見提出様式

氏名・団体名 東京青年税理士連盟 会長 池田 充

職業（所属・勤務先）税理士の団体

住所 東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-21-12 代々木ビル 401 号

電話番号 (03) 3356-2916

(団体の場合は担当者名もご記入ください)

該当箇所（どの部分についてのご意見か、該当箇所が分かるよう明記してください）
36 頁 「番号」に係る個人情報の保護及び適切な利用に資する各種措置
(特に 39 頁 8. 「番号」に係る個人情報の安全管理措置義務 に関連して)

意見内容

1. 国民が安心・納得できる個人情報の保護管理体制の提示を求める。
2. 個人情報漏洩した際の対応を明らかにすることを求める。
(1) 絶対安全を前提にしてはならない。
(2) 損害発生時の立証責任は情報保有機関及び加害者に。

理由（可能であれば、根拠となる資料等を添付してください）

1. 国民が安心・納得できる個人情報の保護体制の提示を求める。
(1) 番号制度の導入により個人情報が増加し集中することで有用性が高まる一方で、情報の漏えい・濫用の危険性も同時に高まることは「大綱」15 頁でも認識されているものである。大綱では「情報の漏えい・濫用の危険性」について、どの程度認識しているのか疑問である。
(2) 例えば、2002 年 5 月 26 日、東京ビューティーセンター事件では、約 3 万人分の情報がインターネットに流出し、二次被害（迷惑メールなど）があった。この事件では、被害者が東京地方裁判所に提訴し、損害賠償を認める判決が言い渡された。その他、クレジットカード情報が漏洩し不正使用による二次被害が生じたり、社員による不正持ち出しといった人為的な漏えいがある一方で、外部の者からサーバーへの不正アクセス攻撃により情報を持ちだすで行った事件も起きている。つい最近では今年 4～6 月のソニー等の個人情報漏洩件数（例えば、4 月 19 日の SOE への不正アクセス攻撃これによるソニーグループとしての漏洩数は 1 億 160 万件。）は多大なものとなっている。
(3) まずは、これらの個人情報漏洩事件を総括し、同様な事件が起こらない体制を構築できることを証明しなければならない。
(4) さらに、過去に生じた個人情報漏洩事件にとどまらず、情報技術に関する専門家をはじめとした各種専門家を通じて、国民にとって納得できる情報管理体制を構築できることを証明しなければならない。
大綱は、個人情報漏洩に関する総括と対策の記載が不足している。

(2 枚目へ続く)

2. 個人情報漏洩した際の対応を明らかにすることを求める。

(1) 絶対安全を前提にしてはならない。

東日本大地震により絶対安全とされていた福島原発が津波により被害を受け、未曾有の事故を起こしたことは誰の目にも明らかである。

つまり、絶対安全などというものは無い、ということを経験しなければならぬ。

具体的には、万が一、情報漏洩が起きた際に、その被害を如何に迅速に最低限に抑えるのか。あるいは、漏洩した情報を差し押さえたり、取り戻したり、二次利用を防いだりするには、どのようにするのか。この議論を落としてはならない。

(2) 損害発生時の立証責任は情報保有機関に。

日本の民事訴訟では、原則として自己に有利な法律効果の発生を求める者は、その法律要件の事実について証明責任を負うと考えられている。この考え方を個人情報漏洩された国民にそのまま当てはめることは国民に酷である。

よって、個人情報漏洩による損害について、その立証責任は情報保有機関および加害者に求めなければならない。

以上の内容が解決されない状況では、社会保障と税番号制度を導入できる状況ではないと考える。

(必要に応じて、記入欄を伸ばしてご対応ください)

ご意見お寄せいただき、ありがとうございました。